

証券コード 6537

2023年3月9日

(電子提供措置の開始日2023年3月6日)

株 主 各 位

宮 崎 県 宮 崎 市 新 栄 町 86 番 地 1

WASHハウス株式会社

代表取締役社長 児 玉 康 孝

第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第22回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第22回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://corporate.wash-house.jp/ir/ir-news.php>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年3月27日（月曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | | |
|---------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 2023年3月28日（火曜日）午前11時 |
| 2. 場 | 所 | 宮崎県宮崎市松山1丁目1-1
宮崎観光ホテル 東館3階 |
| 3. 目的事項 | | |
| 報告事項 | | 1. 第22期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第22期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）計算書類報告の件 |

決 議 事 項

- 第 1 号議案 定款の一部変更の件
第 2 号議案 取締役 6 名選任の件
第 3 号議案 補欠監査役 1 名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

事業報告

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2022年1月1日から2022年12月31日まで）における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症に対する、各種政策等の効果から、徐々に経済活動への制限が緩和され、景気に持ち直しの動きが見受けられております。一方、複数の外的要因による、世界規模でのエネルギー資源の価格高騰など、民間消費や企業活動の下押し要因の高まりが想定され、国内外の経済に与える影響は不透明な状況が続いております。

当社グループのコインランドリー事業を取り巻く環境といたしましては、健康志向の高まりから、衣類はもとより、毛布や布団など自宅では洗えない大物洗いの需要が増加しております。また、ライフスタイルの変化に伴う単身世帯の増加や、女性の社会進出が進む中、家事労働時間の節約志向はさらに高まることが予想されており、健康・衛生に寄与し、時間を有効活用できるコインランドリーは、利用者層の拡大と需要の伸長が期待されております。

当連結会計年度のフランチャイズ（以下、「FC」という）部門におきましては、過年度から続くコロナ禍に加え、世界規模での資源価格の変動などの不確実性が高まったことから、投資家のマインド低下に備え、当社がオーナー様へ新規出店する際に提供する「WASHハウスパッケージ」と店舗設計について、従来の出店費用や機器ラインナップの大幅な見直しを実行いたしました。

大幅なコストダウンを実現いたしました。パッケージの新規開発期間中は、旧パッケージでの営業活動が難しい状況となったこと、また、建築に係る調整に遅れが発生したこと等から、当連結会計年度のFC新規出店数は、当初計画の50店舗から44店舗減少の6店舗（前期18店舗）となりました。

コインランドリー店舗を取り巻く環境につきましては、全般的に晴れの日が多く、年間の不照日（1日の日照時間が0.1時間に満たない日数の累計）が対前年比89%となったことから、既存店売上高は対前年比95%となりました。概ね天候要因の項目に店舗の売上高が連動しているため、当連結会計年度におきましても新型コロナウイルス感染症の店舗売上高への影響は限定的なものになっていると分析しております。

店舗売上高への新型コロナウイルス感染症の影響が軽微であったことは、コインランドリーの「景気に左右されない」という特徴と、当社の「安全、安心、清潔」をコンセプトとした店舗運営を創業時から続けてきたことにより、生活に密着したインフラであるとお客様に認識されているものと考えられます。

また、WASHハウスアプリのダウンロード数は2022年12月末時点で32万ダウンロードを超えております。WASHハウスアプリの利用者は着実に増加し続けており、アプリから得られる広告収入や洗剤の自社生産から得られる、コインランドリー関連事業収入も堅調に成長しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、19億2千1百万円（前期比9.9%減）となり、営業損失は5千4百万円（前期は1億4千万円の営業損失）、経常利益は6千1百万円（前期は1億4千2百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純利益は1千1百万円（前期は1億7千6百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

当連結会計年度は、新規出店を中心としたビジネスモデルから、WASHハウスアプリからの広告収入や洗剤の自社生産などを始めとする、プラットフォームとしてのコインランドリー関連事業収入の獲得に向けて変化する転換の年度と位置づけ、取り組みを行ってまいりました。

WASHハウスパッケージの新規開発を実行し営業活動に遅れが出たため、当連結会計年度の新規出店数は大きく減少しましたが、コインランドリー関連事業が堅調に成長したことで、損益が改善できたものと考えております。

当社グループはコインランドリー事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

なお、2022年1月1日付の組織変更に伴い、当連結会計年度から、部門の区分を従来の「FC部門」、「店舗管理部門」及び「直営部門その他」による部門別から、「FC部門」、「店舗運営部門」による区分に変更しております。

主要なコインランドリー事業における部門別は次のとおりであります。

項目	期別	第21期 2021年1月1日から 2021年12月31日まで		第22期 2022年1月1日から 2022年12月31日まで		前期比増減額 (百万円)
		売上高(百万円)	構成比(%)	売上高(百万円)	構成比(%)	
		F C 部 門	464	21.8	309	
店 舗 運 営 部 門	1,667	78.2	1,612	83.9	△55	
合 計	2,132	100.0	1,921	100.0	△210	

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

① FC部門

当連結会計年度のFC部門の売上高は、3億9百万円（前期比33.3%減）となりました。

これは、FC店舗の新規出店数が6店舗（前期比12店舗減）及びリニューアル24店舗を行ったことによるものです。

② 店舗運営部門

当連結会計年度の店舗運営部門の売上高は、16億1千2百万円（前期比3.3%減）となりました。当社はFC店舗、直営店舗に関わらず、すべての店舗を管理運営しており、当連結会計年度末でのFC店舗数は553店舗、直営店舗数は61店舗となっております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は3千8百万円で、その主たるものは、FC店舗の直営化によるものであります。

(3) 資金調達の状況

当社グループにおいては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。

これらの契約に基づく実行残高は4億5千万円であります。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

コインランドリー業界につきましては、生活スタイルの変化やアレルギーに対する関心の高まり等により、店舗数が増加し競争が激化することが予想されます。

このような状況の下、当社グループは過年度から継続して物件の現地調査活動や地主様及びF Cオーナー様への訪問面談などを行い、新規出店を行っております。

継続的な事業の発展及び経営基盤の安定を図り、「安心、安全、清潔」な店舗をご利用いただけるようにするためには、現在の店舗の基本コンセプトは守りつつも、出店地域における消費者の家族構成、住居形態、住宅地の立地、交通アクセスなどに応じた店舗フォーマットの開発や修正を行い、タイムリーに市場へ投入していく体制を整える必要があると考えております。

今回新しく開発した、当社がオーナー様へ新規出店する際に提供する「WASHハウスパッケージ」は、コインランドリー店舗としての収益性を保ちつつ、ミニマルな店舗建築としたことにより、従来4,000万円程度であった標準出店コストを3,150万円程度に圧縮することを実現しております。

「投資回収期間の短縮による投資効率の向上」や「金融機関等からの資金調達」について多くの好意的な評価の声をいただいております、この新しいパッケージは2023年12月期から当社店舗網の伸長に大きく寄与するものと見込んでおります。

また、中長期的な経営戦略として取り組んできたWASHハウスの開発により、2022年12月期からメディア事業部を創設し、広告事業をスタートさせるなど、コインランドリー周辺事業ならびに関連事業の拡大を進めております。

WASHハウスのアプリは、キャッシュレス決済機能などお客様へのサービス向上に寄与する機能とともに、広告収入を得られる広告配信システムから構成されており、2023年1月末時点の累計ダウンロード数は33万を超え、現在も順調に増加しております。

近年は継続した営業損失を計上しておりますが、創業当時から長期的な目標としている「洗濯を無料で提供する」ことに向けて、継続して取り組んでいるWASHハウスのアプリでの広告事業や洗剤の自社生産などの「コインランドリー事業プラットフォーム」の強化を積極的に推し進めてきた結果、収益構造は改善しております。

また、事業活動に必要な現預金を確保しているとともに、当座貸越契約を締結するなど取引金融機関とは良好な関係が維持されており、翌連結会計年度を含めて当面の期間において、新たな収益構造を実現していくための資金繰りに懸念はないものと判断しております。このため、「コインランドリー事業プラットフォーム」の強化につきまして、今後も積極的に推し進めてまいります。

以上のことから、当社グループは利用者の立場で考え、技術革新や商品開発などを行いながら、従来のコインランドリーの考え方や商慣習にとらわれることなく、国際的にも通用するデファクトスタンダードの構築を行うという創業時からの一貫した理念の下、以下の事項を今後の事業展開における主要な課題として認識し、事業展開を図る方針であります。

① 店舗売上の維持向上

当社グループには、複数物件を保有するF Cオーナーが多く、そうしたオーナーを数多く確保していくことがF C新規出店において非常に重要であります。

今後も、リピートオーナーを確保し続けるためにはF C店舗の投資効率の維持・向上に取り組む必要があります。

また、最終ユーザーであるお客様から継続的に支持される店舗運営を行っていくことが引き続き大切であると考えております。

当社グループの基本コンセプトであるQ S C（クオリティー・サービス・クレンリネス）の向上に向けた取り組みを実践し、各店舗の状況に応じて改善を図っていくとともに、様々な媒体への広告施策やW A S Hハウスアプリでの通知やクーポン配布などにより、店舗周辺世帯のお客様の利用率をさらに引き上げる活動を継続しております。

② 人材の確保と育成について

当社グループのさらなる成長を達成するためには、人材の確保と育成は不可欠であり、またその強化が大きな課題と認識しております。人材の獲得に向けて積極的に活動を行うため、採用と社員育成を行う人材開発室を2022年1月に新設いたしました。これにより教育制度や管理職者のマネジメント力向上に資する研修の実施および充実を図るとともに、組織として力を発揮できる基盤づくりに取り組んでおります。

③ 経営管理体制の強化

当社グループでは、海外も含めた業容の拡大等に伴う経営管理体制の充実・強化が重要な課題であると認識しており、経営バランスをとりながら企業価値、社会貢献度を高め、ステークホルダーの皆様へ信頼される企業となるためには、コーポレート・ガバナンスのさらなる強化に向けた取り組みが必要と考えております。そのため、社会環境と安全性を重視し、法令及び規則の遵守をより確実に実践するために、取締役会やリスク管理の機能強化と社内の徹底した情報共有のための施策に取り組む、統制の整備、強化を進めております。

(5) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	期 別	第19期 (2019年12月期)	第20期 (2020年12月期)	第21期 (2021年12月期)	第22期 (当連結会計年度) (2022年12月期)
売 上 高 (百万円)		2,188	2,182	2,132	1,921
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)		△159	△90	△142	61
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (百万円)		△179	△128	△176	11
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)		△26.20	△18.65	△25.62	1.70
総 資 産 (百万円)		3,536	4,103	3,957	4,282
純 資 産 (百万円)		1,986	1,871	1,715	1,788
1株当たり純資産額 (円)		288.22	261.78	237.66	247.45

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。また、収益認識会計基準を第22期から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	期 別	第19期 (2019年12月期)	第20期 (2020年12月期)	第21期 (2021年12月期)	第22期 (当事業年度) (2022年12月期)
売 上 高 (百万円)		2,226	2,143	2,085	1,901
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)		△138	△103	△158	56
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)		△159	△136	△190	9
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)		△23.17	△19.85	△27.55	1.38
総 資 産 (百万円)		3,613	4,106	3,926	4,147
純 資 産 (百万円)		2,063	1,873	1,683	1,655
1株当たり純資産額 (円)		299.90	271.60	243.64	239.39

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。また、収益認識会計基準を第22期から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
WASHHOUSE フィナンシャル 株式会社	35百万円	100%	当社コインランドリー事業のファイナンス
一般社団法人全国 コインランドリー 管理業協会	—	—	コインランドリー店舗の健全な運営に係る運営基準の策定及びその啓蒙活動
WASHHOUSE (Thailand) CO., LTD.	2,000千バーツ	48%	コインランドリー「WASHハウス」のフランチャイズ事業・運営事業
WASHHOUSE (Shandong) CO., LTD.	10,000千人民元	60%	コインランドリー機器の技術開発

- (注) 1. WASHHOUSE (Thailand) CO., LTD. の持分は、100分の50以下であります。実質的に支配しているため子会社としております。
2. 4社とも連結子会社であります。

(7) 主要な事業内容

事業	事業内容
コインランドリー事業	コインランドリー「WASHハウス」のチェーン本部としてフランチャイズシステムの提供、FC店舗の運営・管理、直営店舗の運営

(8) 主要な営業所 (2022年12月31日現在)

- ① 本社
宮崎県宮崎市新栄町86番地1
- ② 営業拠点
本店営業部 宮崎県宮崎市新栄町86番地1
- ③ コインランドリー店舗 (直営店舗61店舗、F C店舗553店舗)

(単位：店舗)

	2022年12月31日現在の店舗数		
	F C店舗	直営店舗	合計
東北エリア	—	1	1
関東エリア	26	13	39
中部エリア	11	—	11
関西エリア	25	3	28
中国エリア	62	4	66
四国エリア	25	2	27
九州エリア	404	38	442
合計店舗数	553	61	614

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況 (2022年12月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末 比増減	平均年齢	平均勤続年数
95名	一名	42歳9ヶ月	4年2ヶ月

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数は、それぞれ単位未満を四捨五入して表示しております。
2. 従業員数に臨時従業員 (パート等) の期中平均雇用人員 (1,025名) は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況 (2022年12月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
93名	一名	42歳9ヶ月	4年2ヶ月

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数は、それぞれ単位未満を四捨五入して表示しております。
2. 従業員数に臨時従業員 (パート等) の期中平均雇用人員 (1,025名) は含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況 (2022年12月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社宮崎銀行	361百万円
株式会社鹿児島銀行	200百万円
株式会社商工組合中央金庫	164百万円
株式会社三井住友銀行	89百万円
株式会社三菱UFJ銀行	50百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2022年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 12,000,000株

(2) 発行済株式の総数 6,917,400株

(3) 株主数 4,264名

(4) 大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
児玉康孝	1,957,000株	28.29%
株式会社KDM	1,554,000	22.46
児玉眞由美	200,000	2.89
株式会社宮崎銀行	160,000	2.31
米澤房朝	137,600	1.98
阿部和広	120,000	1.73
鍋田美智子	73,800	1.06
日高栄作	69,000	0.99
田島妙子	66,600	0.96
楽天証券株式会社	50,100	0.72

(注) 持株比率は自己株式（33株）を控除して計算しており、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

2022年12月期において、ストックオプションとしての新株予約権の権利行使により、発行株式数の総数は6,600株増加しております。

3. 新株予約権等に関する事項（2022年12月31日現在）

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名 称	第10回新株予約権	第11回新株予約権
新株予約権の数	24個	4 個
保有人数 当社取締役 当社監査役	3 名 —	— 1 名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 24,000株	当社普通株式 4,000株
新株予約権の発行価額	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1 株当たり13円	1 株当たり13円
新株予約権の行使期間	自 2015年12月27日 至 2023年12月18日	自 2013年12月27日 至 2023年12月18日
新株予約権の主な行使条件	<p>① 新株予約権の割当を受けた新株予約権者は、権利行使時において当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>② 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。</p> <p>③ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>	

(注) 2016年3月10日開催の取締役会決議により、2016年4月2日付で普通株式1株につき100株、2017年3月10日開催の取締役会決議により、2017年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的である株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

名 称	第12回新株予約権	第13回新株予約権
新株予約権の数	45個	6個
保有人数 当社取締役 当社監査役	4名 —	— 2名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 9,000株	当社普通株式 1,200株
新株予約権の発行価額	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり462円	1株当たり462円
新株予約権の行使期間	自 2018年8月5日 至 2026年7月20日	自 2016年8月5日 至 2026年7月20日
新株予約権の主な行使条件	<p>① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>② 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。</p> <p>③ その他の条件は、本総会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>	

(2) 当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2022年12月31日現在）

地 位	氏 名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	児 玉 康 孝	一般社団法人全国コインランドリー管理業協会 代表理事 WASHHOUSEフィナンシャル株式会社 取締役 WASHHOUSE (Thailand) CO., LTD. 代表取締役社長 WASHHOUSE (Shandong) CO., LTD. 董事長
専務取締役	阿久津 浩	WASHHOUSEフィナンシャル株式会社 取締役 WASHHOUSE (Shandong) CO., LTD. 董事
取 締 役	徳 田 俊 行	営業部部長
取 締 役	児 玉 ユミ子	本店営業部部長 一般社団法人全国コインランドリー管理業協会 理事
取 締 役	古 川 一 樹	営業担当部長兼設計施工監理担当部長
取 締 役	山 洪 幸 徳	
常 勤 監 査 役	奈 須 義 岳	一般社団法人全国コインランドリー管理業協会 監事 WASHHOUSEフィナンシャル株式会社 監査役 WASHHOUSE (Shandong) CO., LTD. 監事
監 査 役	西 田 隆 二	弁護士法人かなで西田・山田法律事務所 代表社員
監 査 役	海 野 理 香	税理士法人アイビーパートナーズ 代表社員 税理士

- (注) 1. 取締役山洪幸徳氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、当社は同氏を株式会社東京証券取引所及び証券会員制法人福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各証券取引所に届け出ております。
2. 監査役西田隆二氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、当社は同氏を株式会社東京証券取引所及び証券会員制法人福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各証券取引所に届け出ております。
3. 監査役海野理香氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役および監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社の取締役の報酬は、役位、職責、在任年数および当社の業績等に考慮しながら、適正な水準とすることを基本方針としております。

月例の固定報酬のみとし、役位、職責、在任年数に応じて、他社の水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額については、2016年3月30日開催の第15回定時株主総会において、年額250百万円以内（うち社外取締役は年額10百万円以内）で使用人分給与は含まないと決議しております。（同株主総会終結時の取締役の員数は5名）

監査役の報酬限度額については、2006年3月30日開催の第5回定時株主総会において、年額12百万円以内と決議しております。（同株主総会終結時の監査役の員数は1名）

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については、社外取締役を含めた取締役会で議論し、取締役会決議にもとづき一任された代表取締役社長児玉康孝が株主総会決議の範囲内で決定することとしております。この権限を委任した理由は、当社全体の業績等を俯瞰しつつ、各取締役の評価を行うには代表取締役社長が最も適任であると判断しているためであります。

当事業年度の報酬は、取締役会で議論し、決議された報酬方針をもとに最終決定しており、個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動 報酬	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	135 (3)	135 (3)	— (—)	— (—)	6 (1)
監査役 (うち社外監査役)	9 (3)	9 (3)	— (—)	— (—)	3 (2)

(注) 1. 報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
2. 役員退職慰労金はありません。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係
該当事項はありません。

② 社外役員の主な活動状況

当事業年度における社外役員の出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要は以下のとおりです。

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	山 洪 幸 徳	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、その専門的見地から当社の組織体制等の事業戦略面について、助言・提言を行っております。
社外監査役	西 田 隆 二	当事業年度に開催された取締役会17回、監査役会13回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持についての助言・提言を行っております。
社外監査役	海 野 理 香	当事業年度に開催された取締役会17回、監査役会13回の全てに出席し、税理士としての専門的見地から、当社の会計監査の観点から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

③ 責任限定契約に関する事項

当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

項目等	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20百万円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかなどを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。また、監査役会は会計監査人の職務の遂行に関する事項の整備状況などを勘案し、再任・不再任の決定を行う方針であります。

なお、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

(5) 子会社の監査に関する事項

当社の海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けておりません。

6. 業務の適正を確保するための体制に関する事項

(1) 事業の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は取締役及び使用人が、法令、定款及び社会倫理に適合することを確保するため、業務分掌規程に従い内部統制システムを整備し、社内に諸規則・マニュアルの周知徹底を図ります。

取締役会は、取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、法令及び定款違反行為を未然に防止し、監査役はこの内部統制システムの有効性と機能を監督し、課題の早期発見と是正に努めます。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程その他関連規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁記録的媒体（以下、「文書等」という）に記録し保存します。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理統括部門は総務部とし、各部門担当取締役とともにコンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについて、規程・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとします。また新たに生じたリスクについては、取締役会又は代表取締役社長が対応責任者となる取締役を定め、当社の損失を最小限に抑えるように努めます。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(i) 取締役会において経営資源の配分を決定し、年度予算等により具体的な経営目標を定め、その経営目標の達成状況につき定期的に検証することにより、業務の効率化を図ります。

(ii) 定例の取締役会を原則として月1回開催し、経営の基本方針及び重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督を行います。

(iii) 業務の執行に当たっては、業務分掌規程及び職務権限規程において、確認の責任と権限を定め、また業務執行上の責任を明確にするため、取締役の任期を1年と定めています。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(i) 監査役の職務を補助する組織を総務部とします。

(ii) 使用人の監査役の職務を補助すべき期間の指揮命令権は監査役の専権事項とし、取締役の指揮命令は受けないこととします。

(iii) 監査役の業務補助者が補助を行った期間の業務遂行能力等は監査役からフィードバックを受け、考課及び異動については、監査役の意見・同意を得ることとします。

- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、毎月の経営状況として重要な事項及びリスク管理に関する重要な事項等を速やかに報告するものとし、監査役は重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることとし、その独立性と権限により監査の実効性を確保するものとします。

- ⑦ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務を執行するために生ずる費用等の支払のため毎年一定額の予算を設けることとします。

- ⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、金融商品取引法の定めに従い内部統制の構築、評価及び報告に関し適切な運営を図り、継続的に評価方法の見直しを実施し、内部統制の再構築に努め、財務報告の信頼性と適正性を確保するものとします。

- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを基本方針とし、反社会的勢力への対処については、警察OBを顧問として迎えると同時に、警察等外部機関と緊密に連携し情報収集を行うとともに、従業員教育を定期的を実施し、反社会的勢力の威嚇に屈しない、関係を持たないことを徹底させ、反社会的勢力排除の体制の整備に努めるものとします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制について、当社グループは内部管理体制の強化が必須であると認識しております。当社グループの管理業務体制を強化するために、内部監査室は巡回及びモニタリングを定期的を実施するとともに、監査役や会計監査人と連携を図ることで業務を適切に運用しております。

連結貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：百万円)

(資産の部)		(負債の部)	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,488	流動負債	1,245
現金及び預金	1,097	買掛金	54
売掛金	124	短期借入金	450
営業貸付金	969	1年内返済予定長期借入金	80
商品及び製品	7	リース債務	11
原材料及び貯蔵品	114	未払金	61
前払費用	32	未払費用	79
その他	156	未払法人税等	24
貸倒引当金	△14	契約負債	36
固定資産	1,794	預り金	406
有形固定資産	1,251	賞与引当金	4
建物	586	その他	37
構築物	118	固定負債	1,248
機械及び装置	286	長期借入金	335
車両運搬具	0	長期リース債務	20
工具、器具及び備品	12	預り保証金	798
土地	236	資産除去債務	38
リース資産	12	長期未払金	32
無形固定資産	132	繰延税金負債	0
ソフトウェア	97	退職給付に係る負債	18
その他	34	その他	4
投資その他の資産	409	負債合計	2,494
投資有価証券	1	(純資産の部)	
長期前払費用	5	株主資本	1,688
繰延税金資産	0	資本金	996
敷金及び保証金	262	資本剰余金	926
その他	140	利益剰余金	△234
資産合計	4,282	自己株式	△0
		その他の包括利益累計額	23
		その他有価証券評価差額金	0
		為替換算調整勘定	23
		非支配株主持分	76
		純資産合計	1,788
		負債・純資産合計	4,282

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		1,921
売 上 原 価		1,253
売 上 総 利 益		668
販売費及び一般管理費		723
営 業 損 失		54
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	1	
預り保証金精算益	15	
固定資産売却益	34	
固定資産受贈益	38	
助成金収入	28	
そ の 他	8	127
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	9	
固定資産除却損	0	
そ の 他	1	10
経 常 利 益		61
特 別 損 失		
退職給付費用	16	
減 損 損 失	17	33
税金等調整前当期純利益		27
法人税、住民税及び事業税	14	
法 人 税 等 調 整 額	1	16
当 期 純 利 益		10
非支配株主に帰属する当期純損失		0
親会社株主に帰属する当期純利益		11

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から)
(2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

項目	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	995	925	△297	△0	1,624
会計方針の変更による 累積的影響額			51		51
会計方針の変更を反映し た当期首残高	995	925	△245	△0	1,675
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	0	0			0
親会社株主に 帰属する当期純利益			11		11
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	0	0	11	—	12
当期末残高	996	926	△234	△0	1,688

項目	その他の包括利益 累計額			非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	△0	17	17	73	1,715
会計方針の変更による 累積的影響額					51
会計方針の変更を反映し た当期首残高	△0	17	17	73	1,767
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)					0
親会社株主に 帰属する当期純利益					11
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	0	5	5	3	9
当期変動額合計	0	5	5	3	21
当期末残高	0	23	23	76	1,788

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 4社

連結子会社の名称

WASHHOUSEフィナンシャル株式会社

一般社団法人全国コインランドリー管理業協会

WASHHOUSE (Thailand) CO., LTD.

WASHHOUSE (Shandong) CO., LTD.

2. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等 時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理
以外のもの 以外のもの 時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理
し、売却原価は移動平均法により算定) によって
おります。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品 先入先出法

製品 先入先出法

原材料 先入先出法

貯蔵品 最終仕入原価法

なお、評価基準については、原価法 (収益性の低下に基づく簿価切下げの方法) によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
(リース資産を除く)
- 定率法を採用しております。
ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|-----------|--------|
| 建物及び構築物 | 10～38年 |
| 機械及び装置 | 13年 |
| 車両運搬具 | 6年 |
| 工具、器具及び備品 | 4～20年 |
- ② 無形固定資産
(リース資産を除く)
- 定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- ③ リース資産
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
- 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
- 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。加盟金収入については、契約期間にわたって合理的な基準に基づき収益を認識することとしております。

(6) 追加情報

退職給付制度の導入

当社は、当連結会計年度において退職一時金制度を導入いたしました。

これに伴い、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務(自己都合退職による期末要支給額)を退職給付に係る負債として計上しており、また、本制度導入に伴う影響額16百万円を特別損失として計上しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、連結子会社であるWASHHOUSEフィナンシャル株式会社を利用したFC店舗の出店にかかる収入について、従来は契約条件に基づき債権を回収した時点で収益を認識しておりましたが、財又はサービスを顧客に移転し当該履行義務が充足された一時点で収益を認識する方法に変更しております。

また、加盟金収入について、従来は受領時に収益を認識しておりましたが、契約期間にわたって合理的な基準に基づき収益認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、利益剰余金の当期首残高は51百万円増加しております。また、当連結会計年度の税金等調整前当期純利益は12百万円増加しております。

収益認識会計基準等の適用により、前連結会計年度において「流動負債」に表示していた「前受金」は当連結会計年度より「契約負債」として表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりであります。

固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
有形固定資産	1,251百万円
減損損失	17百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは減損損失の認識にあたってキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、主に直営店舗を基本単位として、グルーピングを行っております。

直営店舗の将来キャッシュ・フローの見積りは、他のコインランドリー店舗との競合状況、直営店舗の認知状況、気象・天候条件等により大きく影響を受けます。

これらの見積りにおいて用いた仮定が、将来の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

616百万円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	6,910,800株	6,600株	—	6,917,400株
合計	6,910,800株	6,600株	—	6,917,400株

(注) 普通株式の増加の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の行使による増加 6,600株

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額

該当事項はありません。

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(3) 新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式数			
	当連結会計年度 期首	当連結会計年度 増加	当連結会計年度 減少	当連結会計年度末
普通株式	58,200株	—	6,600株	51,600株

(注) 新株予約権の目的となる株式数の減少は、次のとおりであります。

権利行使による減少 6,600株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資金運用については短期的な安全性の高い金融商品で運用しております。また、設備投資資金等が手元資金でまかなえない場合は、銀行等金融機関から必要な資金を調達する方針であります。デリバティブ取引は利用せず、投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びリスク

営業債権である売掛金は取引先の信用リスクに晒されております。営業貸付金は顧客の信用リスクに晒されております。これはF Cオーナーに対するものであり、期日管理及び残高管理を行っております。

投資有価証券は上場株式であり、四半期ごとに時価を把握しております。

敷金及び保証金は、主に事務所やコインランドリー店舗の賃借に伴うものであります。

営業債務である買掛金及び預り金は、1年以内の支払期日のものであります。

借入金のうち短期借入金は、運転資金に係る調達であり、長期借入金は、設備投資等に係る資金調達を目的としたものであります。

預り保証金は、フランチャイズ契約に基づき、F Cオーナーから預っている取引保証金等であり、フランチャイズ契約を解消する場合に返金する義務があります。

③金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、営業債権について、社内規程等に従い、営業担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」「預り金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 営業貸付金	969	965	△ 4
(2) 投資有価証券	1	1	—
(3) 敷金及び保証金	262	239	△23
資産計	1,233	1,206	△27
(1) 長期借入金 (※)	415	416	1
(2) 預り保証金	798	756	△42
負債計	1,214	1,173	△41

(※) 1年内返済予定の長期借入金を含んでいます。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時 価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
投資有価証券 その他有価証券 株式	1	—	—	1
資産計	1	—	—	1

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時 価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
営業貸付金	—	965	—	965
敷金及び保証金	—	239	—	239
資産計	—	1,204	—	1,204
長期借入金	—	416	—	416
預り保証金	—	756	—	756
負債計	—	1,173	—	1,173

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

営業貸付金

営業貸付金の時価は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

預り保証金

預り保証金の時価は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識関係に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

区分	金額（百万円）
FC部門	309
店舗運営部門	1,592
顧客との契約から生じる収益	1,902
その他の収益	19
外部顧客への売上高	1,921

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解する基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「2. 会計方針に関する事項 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高

(単位：百万円)

区分	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	117	124
契約負債	12	36

契約負債は、契約期間にわたって合理的な基準に基づいて収益が認識される顧客から受領した前受金であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	247円45銭
1株当たり当期純利益	1円70銭

貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：百万円)

(資産の部)		(負債の部)	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,279	流動負債	1,243
現金及び預金	864	買掛金	54
売掛金	123	短期借入金	450
商品及び製品	7	1年内返済予定長期借入金	80
原材料及び貯蔵品	114	リース債務	11
前払費用	32	未払金	61
その他	148	未払費用	79
貸倒引当金	△9	未払法人税等	22
固定資産	2,867	契約負債	36
有形固定資産	1,251	預り金	406
建物	586	賞与引当金	4
構築物	118	その他の	37
機械及び装置	286	固定負債	1,248
車両運搬具	0	長期借入金	335
工具、器具及び備品	12	長期リース債務	20
土地	236	預り保証金	798
リース資産	12	資産除去債務	38
無形固定資産	132	長期未払金	32
ソフトウェア	97	繰延税金負債	0
その他	34	退職給付引当金	18
投資その他の資産	1,483	その他の	4
投資有価証券	1	負債合計	2,492
関係会社株式	163	(純資産の部)	
関係会社長期貸付金	910	株主資本	1,655
長期前払費用	5	資本金	996
敷金及び保証金	262	資本剰余金	926
その他	140	資本準備金	926
資産合計	4,147	利益剰余金	△266
		その他利益剰余金	△266
		繰越利益剰余金	△266
		自己株式	△0
		評価・換算差額等	0
		その他有価証券評価差額金	0
		純資産合計	1,655
		負債・純資産合計	4,147

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		1,901
売 上 原 価		1,256
売 上 総 利 益		644
販売費及び一般管理費		709
営 業 損 失		64
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	5	
預り保証金精算益	15	
固定資産売却益	34	
固定資産受贈益	38	
助成金収入	28	
そ の 他	7	131
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	9	
固定資産除却損	0	
そ の 他	1	10
経 常 利 益		56
特 別 損 失		
退職給付費用	16	
減 損 損 失	17	33
税引前当期純利益		22
法人税、住民税及び事業税	11	
法人税等調整額	1	13
当 期 純 利 益		9

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から)
(2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

項目	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	995	925	△238	△0	1,683
会計方針の変更による累積的影響額			△37		△37
会計方針の変更を反映した当期首残高	995	925	△275	△0	1,645
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	0	0			0
当期純利益			9		9
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	0	0	9	—	9
当期末残高	996	926	△266	△0	1,655

項目	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
当期首残高	△0	1,683
会計方針の変更による累積的影響額		△37
会計方針の変更を反映した当期首残高	△0	1,645
当期変動額		
新株の発行 (新株予約権の行使)		0
当期純利益		9
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	0	0
当期変動額合計	0	10
当期末残高	0	1,655

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によって
以外のもの おります。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品 先入先出法

製品 先入先出法

原材料 先入先出法

貯蔵品 最終仕入原価法

なお、評価基準については、原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10～38年

機械及び装置 13年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 4～20年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務(自己都合退職による期末要支給額)を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。加盟金収入については、契約期間にわたって合理的な基準に基づき収益を認識することとしております。

(5) 追加情報

退職給付制度の導入

当社は、当事業年度において退職一時金制度を導入いたしました。

これに伴い、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務(自己都合退職による期末要支給額)を退職給付引当金として計上しており、また、本制度導入に伴う影響額16百万円を特別損失として計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、加盟金収入について、従来は受領時に収益を認識していましたが、契約期間にわたって合理的な基準に基づき収益認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、利益剰余金の当期首残高は37百万円減少しております。また、当事業年度の税引前当期純利益は12百万円増加しております。

収益認識会計基準等の適用により、前事業年度において「流動負債」に表示していた「前受金」は当事業年度より「契約負債」として表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりであります。

固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
有形固定資産	1,251百万円
減損損失	17百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
連結注記表と同一であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	615百万円
(2) 関係会社に対する短期金銭債権	3百万円
(3) 関係会社に対する長期金銭債権	910百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	33百万円
売上原価	3百万円
受取利息	5百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 自己株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	33株	—	—	33株
合計	33株	—	—	33株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	1	百万円
退職給付引当金	5	
未払事業税	3	
契約負債	6	
減価償却費	9	
減損損失	19	
貸倒引当金	2	
繰越欠損金	104	
その他	17	
繰延税金資産小計	170	
評価性引当額	△159	
繰延税金資産合計	11	

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△11	
繰延税金負債合計	△11	
繰延税金負債の純額	△0	

8. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	WASHHOUSE フィナンシャル株式会社	所有 直接100%	資金の援助 役員の兼任	利息の受取 (注)	5	関係会社長期貸付金	910

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

9. 収益認識関係に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解する基礎となる情報
連結注記表と同一であります。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	239円39銭
1株当たり当期純利益	1円38銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月21日

WASHハウス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 次 男

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 室井 秀 夫

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、WASHハウス株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、WASHハウス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。

監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月21日

WASHハウス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 次 男

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 室井 秀 夫

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、WASHハウス株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。

監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第22期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の運用状況について、取締役及び使用人等から定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め検証いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じ説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書、並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている子会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月21日

WASHハウス株式会社監査役会

常勤監査役 奈須 義岳 ㊟

社外監査役 西田 隆二 ㊟

社外監査役 海野 理香 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款の一部変更の件

1. 提案の理由

今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。

2. 変更の内容

定款の変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
(目的)	(目的)
第2条 (条文省略)	第2条 (現行どおり)
1. ～6. (条文省略)	1. ～6. (現行どおり)
7. コインランドリー関連機器、コインパーキング用機器、事務機器、両替機、店舗設備品の仕入れ、販売、修理およびリース業	7. コインランドリー関連機器、コインパーキング用機器、事務機器、両替機、店舗設備品の製造、仕入れ、販売、修理
8. ～9. (号文省略)	8. ～9. (現行どおり)
10. <u>インターネット等を活用した不動産情報提供サービス、情報配信サービス、デジタルコンテンツ配信サービス、広告提供サービス</u>	10. <u>メディア事業の企画、制作、運営ならびにメディア事業に関する情報処理、情報提供サービス</u>
11. <u>インターネットのホームページの作成、検索に関する情報の提供ならびに作成代行業務</u>	(削除)
12. ～13. (号文省略)	11. ～12. (現行どおり)
14. 洗濯用剤の仕入れ販売及び製造	13. <u>洗剤、漂白剤、柔軟剤、糊剤等の洗濯に関する用材の製造、仕入れ、販売</u>
15. (号文省略)	14. (現行どおり)
16. 市場調査、販売促進に関するコンサルタント業務	(削除)
17. (号文省略)	15. (現行どおり)
18. <u>ホテル事業の経営管理</u>	(削除)
19. ～31. (号文省略)	16. ～28. (現行どおり)

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	29. <u>広告代理店業</u> 30. <u>通信販売業</u> 31. <u>無体財産権（著作権、著作隣接権、特許権、 実用新案権、意匠権、商標権）の取得、使 用許諾、売買及び管理業</u> 32. <u>キャラクター商品の企画及び販売</u> 33. <u>化粧品、医薬部外品、シャンプー及び関連製 品の製造、販売</u> 34. <u>コールセンター業務受託業</u> 35. <u>コインランドリー店舗の管理業務受託業</u> 36. <u>人材派遣業</u> 37. <u>古物商</u> 38. <u>前各号に関するコンサルティング及び総合コ ンサルティング業務</u> 39. <u>（現行どおり）</u>
32. (号文省略)	32. (号文省略)

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役6名全員は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数(株)
1	(再任) こ だま やす たか 児 玉 康 孝 (1965年10月5日生)	1988年4月 新日本証券株式会社(現 みずほ証券株式会社)入社 1994年4月 株式会社石橋 入社 1996年8月 日本マクドナルド株式会社 入社 1997年12月 株式会社大興不動産 入社 2001年11月 株式会社ケーディーエム設立(現 当社) 代表取締役社長就任(現任) (重要な兼職の状況) 一般社団法人全国コインランドリー管理業協会 代表理事 WASHHOUSEフィナンシャル株式会社 取締役 WASHHOUSE (Thailand) CO., LTD. 代表取締役社長 WASHHOUSE (Shandong) CO., LTD. 董事長	1,957,000
2	(再任) あ く つ ひろし 阿久津 浩 (1967年6月28日生)	1990年4月 株式会社日本旅行 入社 2001年6月 株式会社コスモス薬品 入社 2006年1月 当社入社 2006年2月 当社財務経理部ゼネラルマネージャー 2006年3月 当社取締役財務経理部ゼネラルマネージャー 2006年7月 当社取締役管理部ゼネラルマネージャー 2008年8月 当社常務取締役管理部ゼネラルマネージャー 2013年7月 当社常務取締役業務部長 2014年6月 当社常務取締役管理部長 2019年3月 当社専務取締役(現任) (重要な兼職の状況) WASHHOUSEフィナンシャル株式会社 取締役 WASHHOUSE (Shandong) CO., LTD. 董事	12,000
3	(再任) と く だ と し ゆき 徳 田 俊 行 (1976年3月9日生)	1999年12月 株式会社大興投資コンサルタンツ 入社 2002年1月 当社入社 2008年5月 当社営業部福岡支店マネージャー 2008年8月 当社取締役営業開発部ゼネラルマネージャー 2013年7月 当社取締役営業部福岡支店長 2015年10月 当社取締役営業本部長 2019年1月 当社取締役営業部長 2020年2月 当社取締役営業部長兼福岡支店長 2021年3月 当社取締役営業部担当 2022年1月 当社取締役営業部部長(現任)	2,000

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数(株)
4	(再任) 児玉ユミ子 (1938年1月13日生)	2001年11月 株式会社ケーディーエム設立 (現 当社)取締役就任 2003年12月 有限責任中間法人設立(現 一般社団法人全国コインランドリー管理業協会) 理事就任(現任) 2006年12月 当社宮崎支店取締役営業担当部長 2008年9月 当社本店営業部取締役営業担当部長 2016年6月 当社取締役営業副部長 2019年1月 当社取締役本店営業部部長 2021年3月 当社取締役本店営業部担当 2022年1月 当社取締役本店営業部部長(現任) (重要な兼職の状況) 一般社団法人全国コインランドリー管理業協会 理事	38,400
5	(再任) 古川一樹 (1975年12月26日生)	1994年4月 株式会社大興不動産 入社 2004年8月 当社入社 2006年12月 当社営業部マネージャー 2008年8月 当社取締役営業部ゼネラルマネージャー 2013年7月 当社取締役本店営業部長 2016年6月 当社取締役店舗運営部長 2019年1月 当社取締役東海地区営業担当部長 2021年3月 当社取締役営業担当部長兼設計施工監理担当部長 2022年1月 当社取締役設計施工監理担当部長 2022年3月 当社取締役営業担当部長兼設計施工監理担当部長(現任)	20,600
6	(再任) 山洪幸徳 (1951年5月25日生)	1977年4月 株式会社電通(現 株式会社電通グループ) 入社 1977年5月 同社東京本社 新聞雑誌局 2006年10月 同社第18営業局 局長 2009年6月 株式会社電通九州 代表取締役社長就任 2014年6月 同社顧問就任 2015年7月 同社退社 2016年5月 株式会社ベスト電器 社外取締役就任 2017年3月 当社取締役(現任)	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者児玉康孝氏は当社の経営を支配している者であります。
3. 山洪幸徳氏は社外取締役候補者であります。
4. 山洪幸徳氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
5. 山洪幸徳氏につきましては、経営に関する専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
6. 山洪幸徳氏は当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額であります。本議案が承認された場合、当社は同氏との間の当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は山洪幸徳氏を株式会社東京証券取引所及び証券会員制法人福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各証券取引所に届け出ており、同氏の選任を承認いただいた場合には、引き続き独立役員に指定する予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものです。なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意のうえ取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ています。

補欠監査役候補者は次のとおりです。

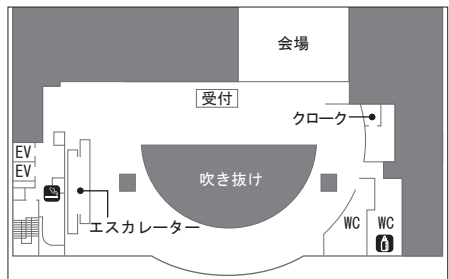
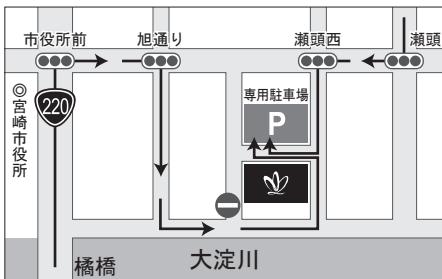
氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数(株)
なか ぎき ち か 中 崎 千 夏 (1965年7月11日生)	2004年5月 宮崎ヤクルト販売株式会社入社 2005年4月 当社入社 2014年4月 当社管理部総務人事課課長 2016年1月 当社管理部次長兼総務人事課長 2020年1月 当社管理部次長 2022年1月 当社管理本部総務部部长(現任)	2,200

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 中崎千夏氏は補欠の常勤監査役候補者であります。
3. 当社は中崎千夏氏が監査役に就任された場合には、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

日時 2023年3月28日（火曜日） 午前11時
会場 宮崎観光ホテル 東館3階
住所 宮崎県宮崎市松山1丁目1-1
電話 0985-27-1212（代表）



<新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ>

株主様におかれましては、政府方針等にしながらって感染対策を講じていただきますようお願い申し上げます。